

公立大学法人宮城大学安全保障輸出管理規程

令和6年2月28日

規程第192号

(目的)

第1条 この規程は、宮城大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等（外為法第25条第3項第1号イの特定記録媒体等をいう。以下同じ。）の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。以下同じ。）若しくは居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。以下同じ。）であって、当該者への技術の提供が、事実上非居住者への技術の提供と同一と認められる程度に当該非居住者から影響を受けている状態にある自然人（以下「特定類型該当者」という。）への技術の提供（非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者（特定類型該当者を除く。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。
- 三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。
- 四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- 五 リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- 六 リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- 七 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものをいう。
- 八 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- 九 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- 十 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- 十一 キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならないことをいう。

十二 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

十三 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先の用途を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十四 教職員等 本学の教職員及び大学院学生等本学で研究活動に従事する者（研究員、客員研究員及び研究生を含む。）

（適用範囲）

第3条 本規程は、本学が行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わないこと。
- 二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。
- 三 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実に努めること。

（輸出管理最高責任者）

第5条 本学に、輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高責任者は、前条の基本方針に基づき、輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うものとする。

（輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者を補佐し、本学における輸出管理に関する業務を統括する。
- 3 統括責任者は、前項の業務遂行のため、研究委員会に専門的事項の調査、審査等を付託することができる。

（輸出管理責任者）

第7条 本学に、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者の指名する者をもって充てる。

- 2 管理責任者は、統括責任者を補佐し、輸出管理に関する事務を行うものとする。

（輸出管理専門委員会）

第8条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第7号の規定により設置される輸出管理専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、次に掲げる事項について調査、審査等を行う。

- 一 取引審査の審議に関すること。
 - 二 輸出管理に係る教育研修等の実施に関すること。
 - 三 輸出管理に係る監査に関すること。
 - 四 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、輸出管理に係る重要事項に関すること。
- 2 専門委員会は、次に掲げる委員で構成する。
- 一 研究を担当する副学長
 - 二 学群長、基盤教育群長及び研究科長
 - 三 管理責任者
 - 四 その他研究委員会委員長が必要と認める者
- 3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員会の委員長は、研究を担当する副学長をもって充てる。
- 5 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 6 専門委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 専門委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 委員長は、調査、審査等の結果について、研究委員会委員長に報告しなければならない。
- 10 研究委員会は、前項の報告を受けたときは、当該調査、審査等の結果について審議するとともに、研究委員会委員長は、その結果を統括責任者及び学長兼最高責任者に報告しなければならない。

（事前確認）

- 第9条 教職員等は、取引を行おうとするときは、別に定める事前確認シートを用いて、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（外為令第17条第5項の規定をいう。）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の要否について、管理責任者の承認を得るものとする。
- 2 前項の規定により、取引審査の手續が不要と判断されなかった場合、教職員等は、次条から第12条までに規定する手續を行った上で、取引審査の手續の要否について、管理責任者の承認を得るものとする。

（該非判定）

- 第10条 教職員等は、別に定める該非判定票を用いて、当該技術又は貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを判定するものとする。
- 2 前項の規定による判定は、次の各号に掲げるところによる。
- 一 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術等に該当するか否かを判定する。
 - 二 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先の該非判定票等を入手し、前号に準じて該非判定を行う。ただし、入手先の該非判定票等を入手しなくても前号の

手続により該非判定できる場合には、入手先の該非判定票等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第11条 教職員等は、別に定めるキャッチオール規制チェックシートを用いて、当該技術又は貨物の用途について大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか否かを確認するものとする。

(需要者等確認)

第12条 教職員等は、キャッチオール規制チェックシートを用いて、当該技術又は貨物の需要者等について次の各号に該当するか否かを確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続に沿って確認を行うものとする。

- 一 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点があること。
- 二 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されていること。
- 三 大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報があること。
- 四 軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらの所属者であること。

(取引審査)

第13条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、別に定める取引審査票を作成し、専門委員会及び研究委員会の議を経て、統括責任者の承認を受けなければならない。

2 取引審査票には、事前確認シート、該非判定票、キャッチオール規制チェックシートその他参考となる資料を添付するものとする。

(取引許可に係る申請)

第14条 前条第1項における承認に当たって外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合においては、最高責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する申請書等は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術を提供するに当たっては、第9条第1項の事前確認、第10条第1項の該非判定又は第13条第1項の取引審査の手続が行われたこと及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供について外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第16条 教職員等は、貨物を輸出するに当たっては、第9条第1項の事前確認、第10条第1項の該非

判定又は、第13条第1項の取引審査の手続が行われたこと及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出について外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、通関時に事故が発生した場合には、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告しなければならない。
- 5 管理責任者は、前項の報告があったときは、統括責任者等と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(文書管理)

- 第17条 教職員等は、輸出管理の手続に必要な文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 2 教職員等は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録について、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、7年間保管しなければならない。

(監査)

- 第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理が外為法等及び本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

- 第19条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

- 第20条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育研修)

- 第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、輸出管理の確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育研修を行うものとする。

(通報及び報告)

- 第22条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する事案又は違反するおそれがある事案を知った場合には、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。
- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合には、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

- 3 統括責任者は、前項の報告に基づき、当該事案が外為法等に違反する事案又は違反するおそれがある事案であると認めたときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示し、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。
- 4 最高責任者は、前項の報告があった場合には、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(懲戒)

第23条 教職員が外為法等又は本規程に違反した場合には、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号）、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号）及び公立大学法人宮城大学職員懲戒規程（平成21年宮城大学規程第61号）に基づき、懲戒処分の対象とすることがある。

(庶務)

第24条 専門委員会の庶務は、研究推進・地域未来共創センターにおいて処理する。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（R6.2.28 第208回理事会）

この規程は、令和6年2月28日から施行し、第17条第2項の規定は、施行日以後の取引に係る文書、図面及び電磁的記録から適用する。

附 則（R7.3.26 第221回理事会）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。